

## 【たましん FAX 外貨普通預金振替サービス利用規定】

### 1. 契約の成立

「たましんFAX外貨普通預金振替サービス（以下、「本サービス」という。）」の利用に関する私と多摩信用金庫（以下、「信用金庫」という。）との間の契約は、本サービスの利用申込書を提出し、信用金庫が承諾した場合に成立するものとします。

### 2. 適用範囲

本規定は、本サービスを利用するにあたり、信用金庫にファクシミリを使用して依頼する振替依頼に関するすべての事項に適用されます。

### 3. ファクシミリ送信先

私からの振替依頼は、私があらかじめ信用金庫に届出をしたファクシミリを使用して信用金庫指定のファクシミリ番号に該当する依頼書及び必要な書類を送信するものとします。

### 4. 電話連絡担当者兼代理人の届出

私は、本サービスの利用にあたり、代理人を選任した場合は、電話連絡担当者兼代理人（以下、「代理人」という。）を届け出るものとします。信用金庫は、私もしくは代理人からの振替依頼を私からの正式な依頼として取扱ってください。

### 5. 利用時間

振替依頼は、信用金庫所定の受付時間内に行います。受付時間以降に依頼した場合は、翌営業日の取扱として差し支えありません。

### 6. 振替依頼

#### 1) 振替依頼手続

①私は、外貨普通預金取引依頼書（登録済・FAX専用）（以下、「振替依頼書」という。）に所定の事項およびテストキー、代理人を記入するものとします。振替依頼書に記入したテストキー、代理人が、あらかじめ信用金庫と取決めた暗証番号とパスワードにより算出したテストキーおよび届出の代理人と一致した場合には私からの正式な振替依頼として取扱ください。

②私は、振替依頼手続を行う前に、振替金額・取扱手数料等を代り金引落口座に準備し、残高を確認しておくこととします。

③私は、信用金庫宛に振替依頼書を送信後、5分以内に私もしくは代理人が件数・金額等を電話連絡することとします。

#### 2) 振替依頼内容等の不備の取扱

①ファクシミリ受信紙の印字不鮮明や振替依頼内容・テストキー等に不備がある場合または、不在等の事由により信用金庫からの連絡が受取れなかった場合には、当該依頼はなかったものとして取扱われても異議はありません。

②私は、振替依頼内容等に不備があった場合には、「再送分」である旨を明記のうえ、振替依頼書を再度信用金庫宛送信するものとします。

### 7. 振替代り金等の支払

この取扱による振替代り金（以下、「代り金等」という。）の支払は、別途信用金庫に届出をした預金口座振替依頼書（外国為替取引用）にもとづき、小切手の振出、預金通帳および預金払戻請求書の提出を省略のうえ、私の代り金引落口座から引き落してください。

### 8. 振替取引の成立時点

この取扱による振替依頼の成立は、信用金庫が私からの振替依頼を承諾し、信用金庫が代り金等を私の代り金引落口座より引落しが完了した時点で成立するものとします。

### 9. 振替取消依頼

私は、振替依頼を取消す場合には以下の手続により振替取消依頼をすることとします。

①私もしくは代理人が信用金庫外国為替センター宛に電話連絡することとします。

②前記①の電話連絡の際、信用金庫外国為替センターの担当者が振替取消依頼の受付が可能と回答した場合に限り、信用金庫所定の取消依頼書（たましんFAX外貨普通預金振替サービス用）に必要な事項およびテストキー、私もしくは代理人を記入し、信用金庫指定のファクシミリ番号に送信するものとします。

### 10. 通信機器、回線などの故障

通信機器、回線等の故障により生じた損害については、信用金庫に責任を問いません。

#### 11. 届出事項の変更等

本サービス契約時における届出事項（ファクシミリ番号、暗証番号、代理人）に変更がある場合には、本サービス利用（解約）申込書の変更欄に印を付け、記名捺印のうえ取引店舗へ届出をします。なお、この届出の前に生じた損害については私の責任とし、信用金庫に責任を問いません。

#### 12. 免責事項

私は、この取扱を行なうために信用金庫との間で取り決めた暗証番号およびパスワードを、第三者に開示しないものとします。信用金庫は、私が振替依頼書に記入したテストキーと、あらかじめ信用金庫と取決めた暗証番号とパスワードにより算出したテストキーとの一致を確認して取扱を行ったうへは、暗証番号またはパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については私の責任とし、信用金庫に責任を問いません。

#### 13. 解約等

##### 1) 【任意解約】

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、私から信用金庫に対する解約通知は、信用金庫所定の書面により行うものとします。なお、解約の効力は、信用金庫が解約通知受付後に解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害については私の責任とし、信用金庫に責任を問いません。

##### 2) 【強制解約】

私に次の各号の事由が一つでも生じた場合、信用金庫は、本契約を停止し、または契約者に通知することにより本契約を解約できるものとし、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しな

ったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。解約により信用金庫が本サービスの取扱いを停止した後は、解約時まで処理が完了していない取引の依頼について、信用金庫は、その処理を行う義務を負いません。なお、解約手続完了後に生じた損害については、私の責任とし、信用金庫に責任を問いません。

- ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ②手形交換所（これに準ずる施設を含みます）の取引停止処分を受けたとき。
- ③住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由により信用金庫において私の所在が不明となったとき。
- ④本項第1号および第2号の他、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ⑤私の預金その他の信用金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたとき。
- ⑥相続の開始があったとき。
- ⑦2年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- ⑧私が本規定に違反した場合等、信用金庫が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑨信用金庫から發送した郵便物が不着等で返却されたとき。
- ⑩信用金庫への本規定に基づく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- ⑪信用金庫所定の審査手続き等の結果、解約が相当と信用金庫が判断したとき。
- ⑫私が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団員、その他これらに準ずるもの（以下、「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - エ. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑬私が、自らまたは第三者を利用して次の各項目の一にでも該当する行為をした場合
  - ア. 暴力的な要求行為
  - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - エ. 風評を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為
  - オ. その他の前各項目に準ずる行為

### 3) 【その他】

第7条に定める代り金引落口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。解約により信用金庫が本サービスの取扱いを停止した後は、解約時まで処理が完了していない取引の依頼について、信用金庫は、その処理を行う義務を負いません。なお、解約手続完了後に生じた損害については、私の責任とし、信用金庫に責任を問いません。

#### 1 4. 譲渡・質入れ等の禁止

私は、本サービスに基づく権利を譲渡、質入れ、貸与いたしません。

#### 1 5. 契約期間

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、私または信用金庫から1ヶ月前までに特段の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

#### 1 6. 準拠法と合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、信用金庫本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 1 7. 規定の適用、準用

この規定に定めのない事項については、信用金庫の普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定により取扱われることについて承諾いたします。

#### 1 8. 規定の変更

信用金庫は、本規定の各条項を金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め、規定を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとします。なお、変更は、公表の際に定める1か月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在